

## 障害者虐待を発見したら？

### 相談内容

近所で障害者への虐待と思われる事例を発見しました。どうしたらよいでしょうか。

### 対応

問い合わせを受けた山口行政監視行政相談センターでは、障害者虐待を発見した場合には市町の窓口に通報する必要があることを説明しました。

### 山口行政監視行政相談センターから

障害者虐待の防止や養護者（身の回りの世話などを行っている家族など）の支援に関する施策を推進することで、障害者の権利利益を守ることを目的に、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が2012年10月から施行されています。

同法では、この目的を実現するため、国や地方公共団体のほか、障害者福祉施設従事者等や使用者（障害者を雇用する事業主）に虐待防止の責務を課しています。また、養護者や障害者福祉施設従事者等、使用者が行う虐待行為を「障害者虐待」と定め、虐待を受けたと思われる障害者を見つけた者に、市町または県への通報義務を課しています。

市町などでは、この通報や、障害者から虐待を受けた旨の届け出を受けたときは、事実確認のために訪問調査や立ち入り調査などを行い、虐待の事実が確認できた場合は、次の措置を講じています。

- ① 養護者による虐待の場合は、市町が、障害者や養護者への支援、一時保護など
- ② 障害者福祉施設従事者等による虐待の場合は、市町や市町から連絡を受けた県が、社会福祉法や障害者総合支援法などに基づく権限行使（報告徴収、措置命令、事業制限・停止命令、認可取消など）
- ③ 使用者による虐待の場合は、市町または県から報告を受けた山口労働局が、労働基準法等に基づく権限行使（助言・指導など）

障害者虐待が発生した場合には、問題が深刻化する前に早期に発見し、これらの支援につなげていくことが必要です。

このため、もし、障害者虐待を発見したり、虐待を受けた場合は、速やかに市町の障害者虐待防止センターや障害者福祉担当課に通報・届け出をしてください。使用者による虐待の場合は、県障害者権利擁護センターや県障害者支援課に通報・届け出をすることもできます。通報者の秘密は厳守されます

なお、同法における「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害や社会的障壁により継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとされており、障害者手帳を取得していない場合も含まれます。「虐待」には、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置（ネグレクト）、経済的虐待があるとされています。

詳細や不明な点は、市町の障害者福祉担当課や県障害者支援課（電話 083・933・2764）、県障害者権利擁護センター（電話 083・902・8300）、などにお問い合わせください。

（令和 6 年 6 月 26 日 山口新聞に掲載）